

独立行政法人都市再生機構  
機械設備工事積算特記基準

平成 23 年 4 月版

—— 街に、ルネッサンス ——



UR都市機構

「独立行政法人都市再生機構機械設備工事積算特記基準」は、独立行政法人都市再生機構における積算基準として適用する公共住宅機械設備工事積算基準(平成 22 年度版)の一部を読み替え及び追加等するものである。

\* 都市再生機構機械設備工事積算特記基準の表中の項目は、公共住宅機械設備工事積算基準(平成 22 年度版)の項目を示す。

## 目 次

1 編	総 則 .....	1
2 編	数 量 .....	3
3 編	単 価 .....	3

項目	都市再生機構機械設備工事積算特記基準（平成 23 年 4 月版）
1 編 総則 1 章	工事費の積算
1 節 目的及び適用範囲 1.1.2 適用範囲	<p><u>1.1.2 は、以下に読み替える。</u></p> <p>1 本基準は、都市再生機構が発注する住宅等の機械設備工事の積算に適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国、都道府県、市町村等に委託する工事又は国、都道府県、市町村等から受託する工事については、当該事業主体の定めによることができる。</p> <p>3 工法、発注方式、工事規模及び内容等が特殊なものでこの基準によることが適当でないと判断される場合には、本社と協議の上措置することができる。協議の方法は、文書によるものとする。</p>
5 節 共通費 1.5.2.4 総合発注（一括発注）工事の共通仮設費	<p><u>1.5.2.4 は、以下に読み替える。</u></p> <p>「建築工事」と「土木工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」、「造園工事」「地質調査工事」、「保全工事（建築）」、「保全工事（機械）」、「保全工事（電気）」の 2 以上の工事を総合して発注する場合の共通仮設費は、次式により算定する。なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独工事扱いとすることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{総合発注工事の共通仮設費} = A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha + A_3 \times \alpha + A_4 \times \alpha + A_5 \times \alpha + A_6 \times \alpha + A_7 \times \alpha + A_8 \times \alpha + \dots A_n \times \alpha</math> </div> <p>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p><math>A_1</math> : 建築工事の特殊工事費を含まない直接工事費</p> <p><math>A_2</math> : 土木工事の共通仮設費対象額 ただし、共通仮設費対象額の扱いは土木・造園工事積算要領による。</p> <p><math>A_3</math> : 機械設備工事の特殊工事費を含まない直接工事費</p> <p><math>A_4</math> : 電気設備工事の特殊工事費を含まない直接工事費</p> <p><math>A_5</math> : 造園工事の共通仮設費対象額 ただし、共通仮設費対象額の扱いは土木・造園工事積算要領による。</p> <p><math>A_6</math> : 保全工事（建築）の特殊工事費を含まない直接工事費</p> <p><math>A_7</math> : 保全工事（機械）の特殊工事費を含まない直接工事費</p> <p><math>A_8</math> : 保全工事（電気）の特殊工事費を含まない直接工事費</p> <p><math>A_n</math> : <math>A_1</math>、<math>A_2</math>、<math>A_3</math>、<math>A_4</math>、<math>A_5</math>、<math>A_6</math>、<math>A_7</math> 及び <math>A_8</math> 以外の共通仮設費対象額</p> <p><math>\alpha_1</math> : <math>A_1</math> の額に対する建築工事の共通仮設費率</p> <p><math>\alpha</math> : 総直接工事費（各工事の特殊工事費を含まない直接工事費の合計）の額に対する各工事の共通仮設費率</p>

項目	都市再生機構機械設備工事積算特記基準（平成 23 年 4 月版）
1.5.3.4 総合 発注（一括発注） 工事の現場管理 費	<p>1.5.3.4 は、以下に読み替える。</p> <p>「建築工事」と「土木工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」、「造園工事」「地質調査工事」、「保全工事（建築）」、「保全工事（機械）」、「保全工事（電気）」の 2 以上の工事を総合して発注する場合の現場管理費は、次式により算定する。なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独工事扱いとすることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{総合発注工事の現場管理費} = A_1 \times \alpha + A_2 \times \alpha + A_3 \times \alpha + A_4 \times \alpha + A_5 \times \alpha + A_6 \times \alpha + A_7 \times \alpha + A_8 \times \alpha + \dots + A_n \times \alpha</math> </div> <p>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p><math>A_1</math> : 建築工事の特殊工事費を含まない純工事費</p> <p><math>A_2</math> : 土木工事の現場管理費対象額        ただし、現場管理費対象額の扱いは土木・造園工事積算要領による。</p> <p><math>A_3</math> : 機械設備工事の特殊工事費を含まない純工事費</p> <p><math>A_4</math> : 電気設備工事の特殊工事費を含まない純工事費</p> <p><math>A_5</math> : 造園工事の現場管理費対象額        ただし、現場管理費対象額の扱いは土木・造園工事積算要領による。</p> <p><math>A_6</math> : 保全工事（建築）の特殊工事費を含まない純工事費</p> <p><math>A_7</math> : 保全工事（機械）の特殊工事費を含まない純工事費</p> <p><math>A_8</math> : 保全工事（電気）の特殊工事費を含まない純工事費</p> <p><math>A_n</math> : <math>A_1</math>、<math>A_2</math>、<math>A_3</math>、<math>A_4</math>、<math>A_5</math>、<math>A_6</math>、<math>A_7</math> 及び <math>A_8</math> 以外の各工事費の特殊工事を含まない純工事費</p> <p><math>\alpha</math> : 総純工事費の額に対する各工事の現場管理费率</p>

項目	都市再生機構機械設備工事積算特記基準（平成 23 年 4 月版）
<p>1.5.4.4 総合発注（一括発注）工事の一般管理費等</p>	<p>1.5.4.4 は、以下に読み替える。</p> <p>「建築工事」と「土木工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」、「造園工事」、「地質調査工事」、「保全工事（建築）」、「保全工事（機械）」、「保全工事（電気）」の 2 以上の工事を総合して発注する場合の一般管理費等は、次式により算定する。なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独工事扱いとすることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{総合発注工事の一般管理費等} = A_1 \times \alpha + A_2 \times \alpha + A_3 \times \alpha + A_4 \times \alpha + A_5 \times \alpha + A_6 \times \alpha + A_7 \times \alpha + A_8 \times \alpha + \dots A_n \times \alpha</math> </div> <p>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p>A<sub>1</sub> : 建築工事の工事原価  A<sub>2</sub> : 土木工事の一般管理費対象額  ただし、一般管理費対象額の扱いは土木・造園工事積算要領による。</p> <p>A<sub>3</sub> : 機械設備工事の工事原価  A<sub>4</sub> : 電気設備工事の工事原価  A<sub>5</sub> : 造園工事の一般管理費対象額  ただし、一般管理費対象額の扱いは土木・造園工事積算要領による。</p> <p>A<sub>6</sub> : 保全工事（建築）の工事原価  A<sub>7</sub> : 保全工事（機械）の工事原価  A<sub>8</sub> : 保全工事（電気）の工事原価  A<sub>n</sub> : A<sub>1</sub>、A<sub>2</sub>、A<sub>3</sub>、A<sub>4</sub>、A<sub>5</sub>、A<sub>6</sub>、A<sub>7</sub>及びA<sub>8</sub>以外の各工事費の工事原価  α : 総工事原価の額に対する各工事の一般管理費等率</p>
<p>7 節 変更工事 1.7.1 変更工事</p>	<p>1.7.1 の 2 に、以下を追記する。</p> <p>ただし、落札率は、小数点以下第 3 位までを求める。</p>

項目	都市再生機構機械設備工事積算特記基準（平成 23 年 4 月版）																											
10 節 端数整理 1.10.1 端数整理	<p><u>1.10.1 として、以下を追記する。</u></p> <p>工事費積算に係る数量及び金額の端数は、次の 1 及び 2 に定めるところにより整理する。</p> <p>1 内訳書に計上する数量……原則として小数点以下第 2 位を四捨五入する。 ただし、100 以上の数値については四捨五入して整数とする。</p> <p>2 内訳書に計上する金額</p> <p>(1) 単価及び複合単価</p> <table border="0" data-bbox="550 539 1401 719"> <tr> <td>10,000 円以上</td> <td>……………</td> <td>100 円未満切捨て</td> </tr> <tr> <td>1,000 円以上</td> <td>10,000 円未満 ……</td> <td>10 円未満切捨て</td> </tr> <tr> <td>100 円以上</td> <td>1,000 円未満 ……</td> <td>1 円未満切捨て</td> </tr> <tr> <td>100 円未満</td> <td>……………</td> <td>1 円未満切捨て</td> </tr> </table> <p>(2) 細目等</p> <table border="0" data-bbox="550 779 1401 1003"> <tr> <td>細目（数量×単価）</td> <td>……………</td> <td>1 円未満切捨て</td> </tr> <tr> <td>科目（細目の計）</td> <td>……………</td> <td>1 円未満切捨て</td> </tr> <tr> <td>種目（科目の計）</td> <td>……………</td> <td>1 円未満切捨て</td> </tr> <tr> <td>工事価格（内訳書の合計金額）</td> <td>……………</td> <td>1,000 円未満切捨て</td> </tr> <tr> <td>消費税等相当額</td> <td>……………</td> <td>1 円未満切捨て</td> </tr> </table>	10,000 円以上	……………	100 円未満切捨て	1,000 円以上	10,000 円未満 ……	10 円未満切捨て	100 円以上	1,000 円未満 ……	1 円未満切捨て	100 円未満	……………	1 円未満切捨て	細目（数量×単価）	……………	1 円未満切捨て	科目（細目の計）	……………	1 円未満切捨て	種目（科目の計）	……………	1 円未満切捨て	工事価格（内訳書の合計金額）	……………	1,000 円未満切捨て	消費税等相当額	……………	1 円未満切捨て
10,000 円以上	……………	100 円未満切捨て																										
1,000 円以上	10,000 円未満 ……	10 円未満切捨て																										
100 円以上	1,000 円未満 ……	1 円未満切捨て																										
100 円未満	……………	1 円未満切捨て																										
細目（数量×単価）	……………	1 円未満切捨て																										
科目（細目の計）	……………	1 円未満切捨て																										
種目（科目の計）	……………	1 円未満切捨て																										
工事価格（内訳書の合計金額）	……………	1,000 円未満切捨て																										
消費税等相当額	……………	1 円未満切捨て																										
2 編 数量 2 章 直接工事費																												
8 節 土工事 2.8.4 残土処分	<p><u>2.8.4 に、以下を追記する。</u></p> <p>構外処分で土捨場が指定された場合には、3 項の規定に加え、必要に応じて有料道路の通行料金を計上する。</p>																											
3 章 直接工事費 1 節 一般事項 3.1.1 一般事項	<p><u>3.1.1 に、以下を追記する。</u></p> <p>5 月数の算定は、小数点以下第 2 位を四捨五入する。</p>																											
3 編 単価 1 章 総則																												
1 節 基本的事項 1.1.2 一般事項	<p><u>1.1.2 として、以下を追記する。</u></p> <p>1 単価は、地域ごとかつ原則として各年度上期及び下期に定める。</p> <p>2 単価は、原則として当該工事を所掌する支社長及び地域支社長（以下「支社長等」という。）が近接の支社長等と総合調整を図り定める。</p> <p>3 社会経済動向により一般的な資材に比べて特に価格変動が著しく、工事時に大きく影響を及ぼす資材については、特定資材として指定することができる。特定資材の単価は、本社と協議の上、設計時又は積算時に定めることができるものとする。</p>																											
2 節 単価の算定	<p><u>1.2.1 に、以下を追記する。</u></p> <p>複合単価は、各地域別に当該年度の適切な時期に 2 章「標準歩掛り」による複</p>																											

項目	都市再生機構機械設備工事積算特記基準（平成 23 年 4 月版）
1.2.1 複合単価	<p>合単価と物価資料等の掲載価格を勘案し、市場動向に対応した単価を設定する。</p> <p><u>1.2.1の(1)は、以下に読み替える。</u></p> <p>材料単価は、物価資料等の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。</p>
1.2.2 市場単価	<p><u>1.2.2に、以下を追記する。</u></p> <p>市場単価は、季刊ごとに定める。</p>
1.2.5 特許使用料	<p><u>1.2.5として、以下を追記する。</u></p> <p>特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派遣される技術者等に要する費用を合計した額とする。</p>
3節 歩掛り 1.3.1 歩掛り	<p><u>表 1.3.1（注）に、以下を追記する。</u></p> <p>3 「その他」の率については、当該工事の規模、内容、施工の難易、期間、需要の状況等を勘案し、本社と協議の上、下限値から上限値までの間で定めることができる。</p>
<b>2章 標準歩掛り</b>	
14節 配管工事 2.14.1.2 排水・通気設備工事	<p><u>2.14.1.2に、以下を追記する。</u></p> <p>(5) 遠心力鉄筋コンクリート管（B形管）</p> <p>「都市再生機構土木・造園工事積算要領」によるものとする。</p>